

2026年1月8日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)の申込終了と

申込期限の変更について

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2025年12月19日公表の令和8年度税制改正大綱にて「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用期限(令和8年3月末)は延長しない」旨、明記されました。

上記公表を受け、当社においても教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)(以下、教育資金贈与信託)の新規・追加信託の申込を、以下の期限を以て終了いたします。

【新規・追加信託の申込期限(変更)】

上記公表を踏まえ、申込数の増加が予想されることから、ご契約を確実に成立させるために、
申込期限を2026年2月20日(金)迄といたします。

	変更後	(参考)変更前
申込期限	<u>2026年2月20日(金)迄</u>	2026年3月24日(火)迄

申込手続きは完全ご予約制で承ります。新規・追加信託申込手続きをご希望のお客さまは、
以下の【ご注意事項】をご確認の上、期限に余裕をもってお手続きくださいますよう、お願ひ申
し上げます。

【ご注意事項】

- 新規・追加信託の申込手続きをご希望の際は、事前にご予約をお願いいたします。
予約カレンダー | ご相談予約 からご予約いただけます。
(恐れ入りますが、ご予約なくご来店いただいた場合、受付できかねますのでご注意ください)
- 予約は混雑が予想されますので、お申込みをご希望のお客さまは、極力 2026年1月30日(金)迄にご予約の上、ご来店・オンライン面談でご相談いただきますようお願い申し上げます。(お申込みが集中した場合、ご予約をお断りさせていただく場合もございますので、あ

らかじめご了承ください)

- ・新規・追加信託の申込手続きには1ヶ月以上の日数を要します。教育資金贈与信託の成立には、申込期限(2026年2月20日(金))迄に委託者様指定の普通預金口座にご資金を入金いただき、契約書類一式をご提出いただくことが必要です。
- ・申込期限(2026年2月20日(金))迄に契約書類一式をご提出いただいた場合でも、内容に不備等があった場合は、教育資金贈与信託の手続きは完了となりません。なお、税務署への提出の書類は、税務署の受領をもって手続き完了となりますのでご注意ください。
- ・教育資金贈与信託の商品内容の詳細は、[こちら](#)をご確認ください。

詳しくは、ご契約店([店舗案内はこちら](#))迄お問合せくださいますよう、お願い申し上げます。

以上